

契約にあたっての注意事項

2020年12月1日

1. 名古屋電機工業株式会社（以下「当社」という。）においては、発注権限のある従業員（購買課の担当者）以外が発注を行うことはできません。（当社では研究者が直接発注することは認めておりません。）
2. 当社では、研究計画等に沿って物品（役務）の購入を行っておりますので、納入（履行）期限を厳守してください。
災害や事故等により、やむを得ず納入（履行）期限内の納品等ができない場合には速やかにその旨の連絡を契約担当者までお願いします。
また、納品等の際、当社の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。
3. 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入してください。日付を空白にすることは絶対に行わないでください。
4. 購入にあたり贈賄、談合及び癒着などの疑念を持たれないように適正な関係維持に努めていただけますよう、よろしくをお願いいたします。
5. 次のような行為は、不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いいたします。
 - (1) 預り金（当社従業員からの預け金の依頼の承諾）
 - (2) 取引事実と異なる書類の提出
6. 取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、当社のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知がされることがありますので、あらかじめご承知おき下さい。
なお、当社では、研究資金の適正執行を図るため、「公正な研究遂行のための基本方針」を公式HP上で公開しております。
URL : <https://www.nagoya-denki.co.jp/company/197080.html>
7. 当社では内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われます。各種監査・検査時には、関係する取引証憑書類の提出等を依頼することもありますので、ご協力をお願いいたします。

当社の従業員等から、下記のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことにより不利益な取り扱いをされることはありません。

- (1) 発注権限のない者から直接契約・発注の申し入れがあった場合
- (2) 納品日付の改ざん、品目・数量・金額の改ざんを要求された場合
- (3) 見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
- (4) 不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

8. 当社の従業員等から、請求書の改ざんや契約内容と異なる物品の納付の要請など、不正な働きかけがあった場合には、速やかに通報窓口へご連絡ください。

なお、通報したことにより不利益な取り扱いをされることはありません。

【研究活動における不正行為及び公的研究資金の不正使用に係る通報窓口】

〒107-0052

東京都港区赤坂4丁目7番15号

陽栄光和ビル5F

光和総合法律事務所

弁護士 池内 稚利

E-mail : tsuho-new@kohwa.or.jp

【研究活動における不正行為及び公的研究資金の不正使用に関する問い合わせ先】

〒490-1294

愛知県あま市篠田面徳29-1

名古屋電機工業株式会社 経営管理本部 人事部長

電話 : 052-443-1111 FAX : 052-443-2288

E-mail : info@nagoya-denki.co.jp